**副首都推進本部（大阪府市）会議**

≪第１回議事録≫

■日　時：令和３年４月８日(木)１４：００～１４：５２

■場　所：大阪府庁本館１階　大阪府議会　第１委員会室

■出席者：吉村洋文、松井一郎、田中清剛、山野謙、山口信彦、高橋徹、朝川晋、

（名簿順）山本剛史、本屋和宏、高橋由佳、川平眞善

（本屋事務局長）

　それでは、定刻になりましたので、第１回副首都推進本部（大阪府市）会議を開催させていただきます。進行を務めさせていただく副首都推進局長の本屋です。

　本日の会議は、４月１日に施行された大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例に基づいて、指定都市都道府県調整会議として開催いたします。本会議につきましては、会議公開の原則にのっとって会議の状況をインターネットで配信し、配付資料、議事録は公表することといたしておりますので、あらかじめご了承いただきますようよろしくお願いします。

　初めに、本日の会議の出席者を紹介させていただきます。

　本部長の吉村大阪府知事です。

　副本部長の松井大阪市長です。

　その他、大阪府、大阪市の出席者については、資料１の出席者名簿のとおりです。

　それでは、本日の会議に入らせていただきますけれども、今回が条例に基づく初めての会議となりますので、開催に当たりまして本部長の吉村知事、副本部長の松井市長より、一言いただければと思います。

　知事、よろしくお願いします。

（吉村本部長）

　３月に大阪府、大阪市、それぞれ両議会で条例が可決になって、そして今回、初めて条例に基づく会議体として副首都推進本部、これがスタートを切るということになりました。大阪の長い歴史を見たときに、知事と市長が２人で並んで座って、大阪の大きなまちづくり方向性を議論するなんていうことは、ある意味、ほとんどなかったわけですけど、これが、条例においてこれからは、大阪ではもう大阪府市ばらばらで、二重行政で、大阪の方向性が全く定まらないというようなことにならない、できるだけそうならないようにするという条例が可決され、そして、本会議の１回目がスタートを切ったということになると思います。

　今後、やはり大阪の力を発揮していくというためには、過去の府市ばらばら、別々の方向を向くということ、これは大阪にとってプラスにはなりませんし、やはりこういった会議の場で、オープンの場で、大阪のまちづくりであったり都市戦略であったり、大きなところについては府市一緒になって、一体で方向性を決めていくと、それが僕はこれからの大阪の成長に必ず必要だというふうに思っています。

　なので、今回のこの条例に基づいて、この会議を立ち上げて、そして府市一体でスピード感を持って実行していくということがこれからも必要になってくると思います。また、当然、これは合議ですから、話合いがなかなかうまくいかないということがあるとしても、それはむしろ僕は健全だと思ってます。ただ、知事、市長がばらばら別々の方向を向いて、知らんぷりしてやってきた今までの大阪府市の関係のほうが不健全だと思ってますので、知事と市長がオープンの場で大阪の方向性について、これからはしっかりやっていくと、そして合意を目指していくと、そして大阪の成長戦略を実行していこうよと、過去の二重行政に戻さないということが大きな本旨であると思いますので、ぜひこれからも府市力を合わせて成長戦略を実行させていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（本屋事務局長）

　ありがとうございます。

　市長、すみませんけど、よろしくお願いします。

（松井副本部長）

　この10年間、大阪府、大阪市の二重行政を、これを根本から根絶していこうということで議論がされてまいりました。我々は、そもそも制度として東京都のような制度をつくっていこうよと、大きな仕事、広域の行政は府に一元化する、そうすることで根本から二重行政というものを根絶できると、こう考えておりましたが、この10年の間に２度、住民の皆さんにその問いかけをいたしましたけども、２度とも、少数ではありますけども、否決、廃案となりました。

　そんな中でこの10年間、まずは府市統合本部会議、そして今は副首都推進本部会議という、これは知事、市長と任意でこの会議をつくり、大阪府職員、大阪市職員、それぞれがその会議に出席をするという形で、二重行政なるものを抑えてきたわけであります。この任意で開催していた大阪府市の統合本部会議を、この４月１日から条例によって開催をされるということになります。

　この条例によって開催をされることで、今後、誰が知事になろうと市長になろうと、この会議はそれぞれの知事、市長、それぞれが開催要求をできるわけです。そして、この会議はオープンで行われます。今、知事からまとまらないこともあるだろうという話がありましたけども、まとまらない内容を市民の皆さん府民の皆さんは、しっかり確認できるようになります。そのまとまらなかった原因を、市民、府民の皆さんが確認をし自ら判断をすることで、選挙というものについて民意が表れてくるという形にできるわけです。府民、市民、有権者の皆さんがチェックをする、そのことが大阪府市の過去の二重行政を、これをリスクヘッジする、抑える、いつもこういう形で有権者が見ているんだよということになれば、知事、市長、これは誰がなっても大阪全体の発展成長のためにまとめる努力をするようになります。当たり前です。やはり、意見が分かれたとしても、その意見、どちらが理にかなっているかというのを、有権者は見るわけです。見られているというプレッシャーの中でまとめる努力をする。そうなると、お互い譲り合うところは譲り合って、落としどころを必ず見つけてくれると、僕はそれは誰がなってもそういう形がつくれるというふうに思っていますので、将来にわたってそういう形の中で、二重行政、府市の対立による大阪の成長阻害をするようなことのない、一つのハードルが今回、条例という形で成立をし施行されました。

　この会議を使って、これから東京一極ではなくて、やはり大阪が東京一極ではない二極を担える、日本を引っ張っていける、そういう大都市であるということをやはり確実につくり上げてもらいたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

（本屋事務局長）

　どうもありがとうございました。それでは、次第に沿って会議に入らせていただきます。

　まず、資料２の副首都推進本部（大阪府市）会議運営規約（案）でございますが、これにつきましては、会議の公開とか、費用負担とか、あと事務局をどうするかとか、事務的な規定を定めているものでございますので、ご確認いただければと思います。よろしいでしょうか。

　それでは、今後の副首都推進本部（大阪府市）会議の運営につきましては、条例及びこの運営規約に基づいて。

（山口大阪府副知事）

　今まで副首都本部会議は、要は自治法に基づく都道府県政令市会議でやっている副首都本部会議と、いわゆる副首都ビジョンなんかは堺市が入って、いわゆる任意でやっている部分が性格上はあったと思うんですけど、今回の条例で一応、大阪府と大阪市の関係では、要は地方自治法に基づく都道府県政令市会議の性格を有するということで、その中にほかの首長とか有識者とかを入れるという形になると思うんですけど、ただ、副首都ビジョンなんかはそういう府と市の都道府県政令市会議で決めたものを堺市も同意するという形ではなくて、３者が同意をするというか同じ立場で同意するという形で、任意の要は副首都本部会議でやっていたと思うんですけど、この部分は、この規約上では、第５条の委任の中で別途定めるというか、別に知事と市長が協議をしてそういう性格のものをつくるという理解でいいんですか。

（本屋事務局長）

　さっきちゃんと言えなくて申し訳なかったですけども、会議の公開とか費用の話とか事務局の最後のところに委任ということで、第５条で府条例及び市条例並びにこの規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、本部長と副本部長が協議して定めるという条項を置いておりますので、今まで３者で副首都ビジョンとかやっている部分についてはこの委任の条項に基づいて、本部長と副本部長が話をして、今度、副首都ビジョンのことを堺市も入れてやろうということを合意して、それで、これに基づいて副首都本部会議をやるというふうな流れになるというふうに思っております。

（山口大阪府副知事）

　それは、これとは別に定められるという理解でいいんですか。

（本屋事務局長）

　今も前の要綱がありますので若干手直ししなあかんかもしれませんけれども、その要綱に基づいてやろうということになると思います。

　よろしいでしょうか。あと何かありましたら。

　そしたら、この規約に基づいて、今後、会議の運営はさせていただくということでお願いいたします。

　それでは、続きまして、事務委託の規約に関する議題ということで、資料３から資料５について、まず、榎下総務・調整担当部長のほうから説明させていただきます。よろしくお願いします。

（榎下総務・調整担当部長）

　総務・調整担当部長の榎下でございます。

　資料３、事務委託の規約（案）に関する協議についてという資料をお開きください。

　表紙の次の１ページですけれども、規約の作成に向けた流れを記載してございます。

　４月１日に施行された府市一体条例、これに基づきまして成長戦略等の策定に関する事務や都市計画決定に関する事務を大阪市から大阪府に委託することとしてございます。

　事務委託に必要となる規約（案）骨子についてご議論いただきまして、本日の議論を踏まえ、府市の各部局間の調整をスタートしたいと考えております。

　今後、５月議会での議案の提出に向けて、改めて副首都推進本部（大阪府市）会議を開催し、規約（案）を取りまとめてまいる考えでございます。

　資料３の説明は以上です。

　引き続き、資料４と５、規約（案）骨子について説明させていただきたいと思います。

　資料４、事務委託に係る規約（案）骨子について（大阪の成長戦略ほか２件）という資料をお開きください。

　表紙の次、１ページから２ページにかけまして、規約（案）の全体像をお示ししております。

　この規約（案）に規定する内容につきましては、まず地方自治法に基づく事務委託の一般的な規約例、それから府における実例を参考にするとともに、府市両議会での附帯決議を反映させたものとしております。これは資料５の都市計画についても同様の考え方で作成をさせていただいております。

　それでは、具体的な規約の内容についてご説明申し上げます。

　１ページをご覧ください。

　まず趣旨といたしまして、条例に基づき府市一体で大阪の成長発展に関する基本的な方針の策定及び進捗管理に関する事務について、大阪市から大阪府に委託するために必要な事項を定めることとしております。

　また、事務の執行におきましては、府市で連携調整を図り、事務を円滑に進めることとしております。

　２番、事務委託の対象となる戦略等につきましては、大阪の成長戦略などの３つの戦略が該当してまいりますが、これらの戦略は既に策定されているところでございまして、将来的な見直しや改定との連続性を踏まえ、策定及び進捗管理に関する事務の管理及び執行に関して、地方自治法に規定される事務の委託により大阪府に委託することとしております。委託の範囲といたしましては、広域にわたる事項に係る部分に限ることとしておりまして、今後、関係部局と細部を調整していきたいというふうに考えております。

　３番目、委託事務の手続についてですけれども、大阪府は大阪市の協力を得て戦略案を作成します。これを副首都推進本部会議で協議することとしております。また、大阪府は進捗管理を行うことというふうにしております。

　２ページをご覧ください。

　４、委託事務の実施主体についてですけれども、委託事務の執行は、大阪府政策企画部で行うこととしております。

　５、円滑な実施に向けた府市の連携調整の場ですけれども、委託事務の執行について、戦略等の策定から進捗管理に至るまでの連携調整を適切に図ってまいります。

　６、経費負担等・予算決算についてですけれども、委託事務に要する経費につきましては市の負担として、細目については、知事と市長が協議の上定めることといたしております。また、知事は、管理・執行に係る予算を分別して計上することなどとしております。

　７番、委託事務の変更または廃止の協議につきましては、委託事務の状況の変化に適切に対応できるよう、規約の変更または廃止に係る申出があった場合には、当該申出に対し、副首都推進本部会議において、誠実に協議をすることといたしております。

　８、委任等につきましては、規約に定めのない事項や規約に関する疑義が生じたときは、知事と市長が協議して定めるとしております。

　９、施行期日につきましては、府市両議会での議決後速やかに施行することといたしてございます。

　資料４の説明は以上でございます。

　次に資料５、事務委託に係る規約（案）骨子について（都市計画の決定に関する事務）の資料をお開きください。

　こちらの表紙の次、１ページからですけれども、まず、趣旨につきましては、府市一体で広域的なまちづくりや交通基盤の整備を進めるため、広域的で成長の重要な基盤となる都市計画の決定に関する事務について、大阪市から大阪府に委託するために必要な事項を定めることとしております。

　また、事務の執行におきましては、府市で連携調整を図り、事務を円滑に進めることといたしております。

　２番目、事務委託の対象となる都市計画につきましては、条例に規定のとおりですけれども、表に記載している10種類の都市計画権限というふうになります。

　これら都市計画の決定に関する事務の管理及び執行を、地方自治法に規定される事務の委託により大阪府に委託することとなります。

　２ページをご覧ください。

　３、委託事務の手続ということで、先ほどの権限に関して（１）から（６）の流れを、事務のフローとして想定をしております。

　下段のほうには参考として、基本的な都市計画手続のフローということで掲載をしておりますが、フロー内の括弧の中の数字は上の四角の枠内の説明の括弧の番号と対応しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

　具体的にご説明いたしますと、まず（１）大阪府は、副首都推進本部会議で合意されたまちづくり等の方向性を踏まえ、都市計画法における市町村の都市計画決定等に関する規定に基づき、実施をすることといたしております。

　（２）公聴会の開催等により住民意見を反映するとともに、大阪市の意見聴取を行います。この際、大阪市は大阪市都市計画審議会の意見を聴くことといたしております。

　その後、（３）都市計画の案の公告及び縦覧を行いまして、（４）大阪府都市計画審議会において審議が行われます。この府都計審の審議の際ですけれども、案件ごとに大阪市の都市計画審議会委員であります市会議員の方３名を臨時委員として任命することといたしております。

　（５）都市計画の決定を行い国土交通大臣の同意を得て（６）告示縦覧を行うという一連の事務の流れになってございます。

　３ページをご覧ください。

　４、委託事務の実施主体についてでございますが、委託事務の執行は、大阪府都市整備部で行うことといたしております。

　５、円滑な実施に向けた府市の連携体制につきましては、都市計画の原案の作成から都市計画決定に至るまで、府市連絡会議を設置するなど、府市一体で連携調整の体制を構築するとともに、民間事業者へのワンストップ窓口の設置等、府市連携の仕組みを整備することといたしております。

　次の６、経費負担等・予算決算の項目から、次のページの８、委任等、この３つの項目につきましては、先ほどの成長戦略等の策定の事務と同様の内容でございます。

　最後に９、施行期日等ですけれども、住民や事業者の方などに対する周知や、事務執行の準備が整い次第、速やかに施行することといたしております。

　また、規約の施行日において、都市計画の案の公告が既に行われている案件につきましては、引き続き大阪市のほうで実施をするというふうに考えてございます。

　事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

（本屋事務局長）

　どうもありがとうございます。

　それでは、これから議論の時間に移りたいと思います。どなた様でも結構ですので、ご発言いただければと思います。なお、一通り意見が出そろった後で本部長、副本部長から、まとめを兼ねてご発言いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

　それでは、お願いいたします。

（山野大阪府副知事）

　二、三、ちょっと確認したいことがございまして、まず成長戦略に関する事務の委託の規約なんですけれども、対象となる戦略を見ますと、広域にわたる事項に係る部分に限るという括弧書きがあります。細部はこれから各部局と調整ということになってますので、今後詰められると思うんですが、見てみますとこの３つの項目、例えば成長戦略ですと、ほとんど広域的な事務に見えますし、あるいは逆に、次の新戦略なんかは非常に細かいものも含めての検討になるかなと思いますし、ビジョンはこれも大まかな戦略みたいなものだと思うんですが、具体的に今の段階で広域にわたる事項というのはどういうふうなイメージを持っておられるのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

（本屋事務局長）

　大枠で申しますと、副知事おっしゃったように、成長戦略は、基本的には広域というようなカテゴリーのものが多いかなというふうなイメージを持ってます。それから、万博ビジョンにつきましては、戦略というよりももうちょっと漠としたビジョンレベルのものかなというふうに思ってます。

　一番悩ましいのはやっぱりコロナの新戦略が一番、広域と基礎の仕分けというのがなかなか難しいところがあるかなというふうに思ってます。新戦略でも、初めのほうの課題分析のところなんかは広域がやるということでもいいのかもしれませんけれども、具体的な取組の中で特に３つ掲げてまして、経済とそれから感染防止、それからくらしセーフティーネットのその３つ、大きな柱として立ててます。

　経済とか感染のところというのは広域的なウエートが高いと思いますけど、特にくらしセーフティーネットのところは、基礎のウエートがかなりあるのかなと。例えば生活困窮者への支援とか、そういう部分というのは基本的にはもう基礎の取組やと思うので、そういうところまで委託にすると、そこの部分を基礎で何か考えてまとめるということはできないのかというようなことになると、ちょっとそこは本末転倒やと思いますので、特にその３つの中でいうと新戦略の部分がきっちり整理したほうがいいかなと思ってるということと、新戦略の中でも特に３本柱にあるくらしとセーフティーネットのところについては、基礎のウエートの部分というのがかなりあるのかなと思ってるので、そこはきっちり見て整理する必要があるかなと思ってます。今時点の漠としたお答えになって申し訳ないですけれども、そんなふうに考えております。

（山野大阪府副知事）

　細かいところまでいくと非常に細かい内容になってくると思うんですけど、その辺は、この事務委託規約（案）の中にレベル感も含めて検討されるという、そういう理解でいいですか。

（本屋事務局長）

　そうですね、規約（案）でどこまで書くのかというのと、もうちょっと落とすとか、そこは考えなあかんかなというふうには思ってます。

（山野大阪府副知事）

　分かりました。もう１点だけ、経費負担のところですけど、委託事務に要する経費は市の負担ということで、これは事務委託もごまんとありますので、そういったほかの例も参考しながらきちっと決めればいいと思うんですけど、管理・執行の予算分別計上なんですが、これ、成長戦略と都市計画と両方あると思うんですが、それぞれ特別会計をつくるというイメージですか、それとも特別会計を何か別途、それのためにつくるという、そういうイメージでしょうか。

（本屋事務局長）

　特別会計までつくるかどうかは、そこまではまだイメージしてないですけど、やっぱり委託の部分ということなので、そこは普通の一般会計の中でやるにしても、きっちりこの部分ですよというのは明確になるような形で区分する必要があるかなというふうに思ってます。

（山野大阪府副知事）

　はい、分かりました。

（田中大阪府副知事）

　都市計画についての確認なんですけども、資料５の３ページにありますとおり、このワンストップ窓口の設置とか府市の連携調整の仕組みとか、これはぜひとも大事だと思ってます。今、高橋副市長とも相談しながらやってるんですが、そこで確認なんですけど、この前のページ、２ページの下にフローがありますけども、このフローの大半は、本当の法手続上の手順を書かれておって、多分作業で一番大事な部分は一番左側の副首都本部会議にかける前の段階の作業と、副首都本部会議で大きな方向性を了解いただいたら、それを受けての細かい作業があります。多分、その前後が一番の大事な部分で、まさにここにワンストップ窓口の部分とか計画調整の大事な部分があると思うんですよ。

　そうなると、いずれにしてもそこのところを共同でやる何かチームのようなものを考えないかんと思うんですけども、副首都本部会議にかける案の出来具合といいますか、どのぐらいまとまった段階で本部会議にかけて、あと微修正するのか。本当の大きな方向性を、こういうことについての計画を何か策定を考えますよという、そんなレベルでやるのかによって、その前後の仕事のボリュームが大分変わってくるんですが、いずれにしても最終的にそこでまとめたやつを一から手続に入るということになると思うんですけど、そうなったら、本部会議でどの時点でかけるかというのは、多分都市計画案件だけじゃなくて、ほかの案件の考え方とも多分整合性を取る必要があると思うんですけども、何かその辺について、事務局のほうで。

（本屋事務局長）

　部局と調整して考えなあかんと思ってますけど、やっぱり今回の議会の議論とかでも、都市計画だけじゃなくて前段も含めて府市一体でどういうふうな体制をつくっていくかというのが大事だよねというような議論があったと思います。そういう意味では、都市計画の入口の前の部分でどういうふうな議論をしていくかというのが非常に重要かなと思ってます。その議論に当たっては、どのレベルのときに本部会議にかけるかということですけども、やっぱり都計の話だけじゃなくて、まちづくりとの観点でどういうふうに考えるのかというようなことを大きく整理した段階でかけないと、都市計画だけでかけるというよりも、まちづくりの部分も含めてかけるほうが議論もできるだろうし、方向性もきっちり見定めることができるんかなというふうに思ってます。それは、私はそう思ってます。各部局それぞれ意見あると思いますので、そこら辺は調整しながらやっていく必要があるかなというふうに今の時点では思ってます。

（山口大阪府副知事）

　田中副知事と同じ問題意識なんですけれども、結局、都市計画手続というのは本当に手続というか、法に則って決めていくということなので、まさにおっしゃるように、どういうまちづくりの方向性を共有していくかということが非常に府市の間では重要になってくると思うんですね。だから、規約の中で、４と５で委託事務の実施主体は都市整備部で行うということなんですけれども、特に５のところで、議会からもいただいてる話ですけども、都市計画原案作成から都市計画決定に至るまで、府市連絡会議を設置する、一体の連携調整体制をつくれという、ここが非常に重要になってくるのかなと。ここをどういう仕組みでやるのかということについて、すぐにはなかなかできないので、府市間で十分関係者の意見を聞いてもらって、つくっていく必要があるのかなというふうに思ってますので、そこはお願いをしたいと思います。

（本屋事務局長）

　分かりました。

（高橋大阪市副市長）

　それに関連しまして、先ほどありましたように、この体制につきましては既に田中副知事と意見交換を始めてるんですけども、そして当然、今、事務方にもそういう議論をスタートするように指示しております。できるだけ大きな議論ができるような形でということも事務方に言ってはあるんですけども、やはりこれからどのレベルで副首都本部会議にかけるかというのが、またそのときには、これはそれぞれ大阪府都市計画審議会とか市の都市計画審議会がありますので、そことのバランスも考えながら、議論すべきかなと思っておりますので、その辺もまたよろしくお願いしたいのと。それからあと、これに関連しましてこの規約を条例化していくスピード感と、それからこういった体制整備、少しこの体制整備には時間がかかりますので、少しスピード感が違うのかなと思うので、もし、事務局で、その辺の条例化と体制のつくり方のスピード感、スケジュール感がもしあれば教えてほしいなと思うんですけども。

（本屋事務局長）

　我々も、施行期日のところもそうなんですけど、やっぱり戦略の方は割にすぐにやろうと思ったらできると思うんです。それに対してやっぱり都市計画の方はおっしゃるように体制のこととか周知のこととか、ちょっと準備が要るかなと思ってて、準備が整い次第速やかに施行するというような書きぶりにしてます。本当は、いつと決めたらよかったんですけれども、我々だけで決めるのはなかなか難しかったので、そこはこれから部局とかここでも議論しながら、そんならいつ施行日ですよねと、ちゃんとそういう体制なり準備なりも整った形でできるような形にするのが一番ベストかなと。ただ、あんまりその体制が遅くなるような形になるんであれば、それはまた考えなあかんかなというふうに事務局的には思ってます。

（高橋大阪市副市長）

　できるだけ体制整備はスケジュール感を持って事務方に指示しておきますし、場合によっては、組織される場合にはお互いに人事室を入れるとかも含めて、できるだけしっかり体制を組んで検討できたらと思ってますので。都市計画に関連して少し確認で、この２ページのところのフローなんですけども、今回、白抜きのところでこれまでに都市計画の手続で法定手続で決まってないところが今回白抜きで、大阪市の意見聴取ということで入れていただいているんですけども、これに関連してこれまでにいろいろ国の協議をしていただいてると思うんですけども、こういった法定協議にプラスアルファ、こういった大阪市の意見聴取を入れることについて、まずこれ、どういう意味で入れられたかというところと、それに対して国の反応、どうなってるのかお聞きしたいなと思いまして。

（本屋事務局長）

　これ、基本的には、大阪市、市町村がやる都市計画のラインで委託なので、やっていこうということを国にも言うて、国もそれはそうですねという話になりました。それで、そうなったときに、そうすると、市からの意見聴取というところがなくなりますと、それについてはやっぱり委託するものでもあるし、ちゃんとそれは聞く必要があるよねという話の中で、我々もやっぱり大阪市からの意見聴取というのは入れましょうと。それは、基本的に国に言われる前に、我々もやっぱりそれは必要やなということで、こういうふうなものを入れて国に提示しました。

　国は、それはそもそも別にそこに異論はなく、そうですよねというような反応やったと記憶しています。そういう流れでつくってます。

（高橋大阪市副市長）

　当然、この意見聴取の場合には、大阪市の場合、当然、基礎自治体としての立場もありますので、そこも含めてしっかりと入れていただいてるのはありがたいなと思ってます。あと、こういう手続について規約策定の前後に、またこれ国交省と協議せなあかんのかどうか、そこはどんな感じでしょうか、

（本屋事務局長）

　特に今まで、協議という形になるかどうかは別ですけど、今までの流れで条例についてはいろいろ説明申し上げてますし、その条例の後、規約をつくりますということも言ってますので、その流れの中でこの規約、今こんなん考えてますとかいうことはご説明して、何かもし意見あるようやったら言ってくださいというのは、当然に今までのラインの中でやっていくべきものかなというふうに思ってます。

（高橋大阪市副市長）

　分かりました。しっかり国との協議、していただいているわけですね。はい、分かりました。

（田中大阪府副知事）

　この２ページのフローなんですけど、基本はこれでいいと思うんですが、実際に動き出すと、こういう事業者の方とか、一体、フローはどうなるんだろうかということで非常に関心を持たれると。実際に、民間開発事業者にとっては非常に気になるところなので、多分これを基本にしながら幾つかのバリエーションを用意することになると思うんですよ。例えば、考えられるのは、鉄道の都市計画決定に合わせて駅前広場をやるとか、高速道路に合わせて付属街路をつくるということで、いわゆる広域的な施設と市の都計決定案件というのは大概一緒になってくる。これは、実は府下の市町村の鉄道申請のときに、府が都市計画決定して、駅前広場を市が都市計画決定する、これ何ぼでもあるので、当然、府と市が連携して一緒に作業して、それぞれの手続をやるというのはよくある話なので、そんなんに照らして、多分、そういうバリエーションをつくっていかなあかんと思います。そのときはそれでまたご相談したいと思いますので、お願いします。

（本屋事務局長）

　議会の議論とかでもやっぱり府がやる部分と市がやる部分と大きさとかで出てくるから、そこは齟齬なくスムーズに進むようにというようなことは議論になってますし、そこは一定、いろんなバリエーションでフローをつくって、遺漏のないように進む感じに整理する必要があるかなというふうに思ってます。

（朝川大阪市副市長）

　成長戦略の方の確認なんですけれども、２番の事務委託の対象となる戦略等ということで、大阪の成長戦略以下３つ具体的に列挙をするという形になってるんですけれども、これ見ようによっては固有名詞ですよね、それぞれの。例えばコロナのやつでしたら再生・成長に向けた新戦略ということなんですが、狭く固有名詞として捉まえてしまったら、今後これに類する何か同様のものを新たに策定するとき、これの対象じゃないん違うかという議論が出てこないかなという、ちょっと心配するんですけれども、そのあたりはこれの同一性を幅広く見ていくことになるんですかね。基本的には同趣旨のやつは当然これも対象にすべきだと思ってるんですけど、そのあたりどうでしょうか。

（本屋事務局長）

　条例では、基本的には別表でここに挙げてます大阪の成長戦略と大阪の再生・成長に向けた新戦略と万博のビジョンと３つ掲げて、その後に４号で前３号に掲げるもののほか、大阪の成長及び発展に関する基本的な方針であって大阪府に策定を委託する必要があるものということで、これに類するようなものについて議論して、これはやっぱりそうやなとなったら、それについても委託しようというそういう立て方にしてますので、それ以外にも出てくるという可能性を。

（朝川大阪市副市長）

　だから、４号の適用についてはこの本部会議の中で確認して、該当するんやったら事務委託をするとそういう理解でいいですか。分かりました。

（本屋事務局長）

　あと、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

　それでは、一通り議論をいただいたということで、まず、副本部長から。

（松井副本部長）

　さっき田中副知事からも話あったように、都市計画のフローがあったけど、これを進めていくための組織、事務を担う組織が一番重要なわけなので、副首都推進本部会議にかける前に事前協議なんていうのは、その前から大分やらなあかんのでね。その組織は副首都推進局がやるんじゃなくて、新たなこの都市計画を担う部局組織がそれを、事務を担っていくわけですから、これは府市の共同設置で大阪計画局、仮称やけどね、そういう組織をやはりしっかりつくって、それで大阪市のやはり技術力というか職員の能力をトップに据えて、幹事は大阪府が権限、事務委託するわけだから、大阪府が幹事をやって、その組織をやっぱりしっかりつくっていくというのが一番、これ成功させるためのポイントやと思うし、その組織ができたら、これはやっぱり大阪市の特に隣接している、これは府から見ると隣接している市町村も一緒になって市の高い技術力を享受しながら、管理しながら、一緒にまちづくりができるので、まさに大阪市の力を府域全体に広げられるそういう組織体制ができると僕はそう思います。それをちょっといつつくるかというのは、これからちょっと副首都局でまとめてよ。

（本屋事務局長）

　分かりました。都市計画に関することを府市で一体でやるような組織を共同設置するというような考え方でよろしいですかね。

（松井副本部長）

　そうです。

（本屋事務局長）

　それは、時期的にはできるだけ早くという。

（松井副本部長）

　規約これからつくっていくわけやから、ただ、さっき高橋副市長からもあったように、組織をいらうんやから、やっぱり人事とかも入れながら、やっぱりきちっとしたものをつくらなあかんと。

（本屋事務局長）

　早急に人事部局も入れて、ちょっと調整するような形で。

（松井副本部長）

　これは大阪府の組織体制が変わるのでね。

（山口大阪府副知事）

　府の方の組織とも当然連動して変わるということになるので、今、高橋副市長と田中副知事でやっていただく、ここにちょっと総務部というか、組織体制やってるところもかましていただいて、大阪市も人事室をかましいただいて、そこはちょっと。

（高橋大阪市副市長）

　持っていった後どないするとか、いろんなものがありますので。

（田中大阪府副知事）

　組織条例触らなあかんから。

（松井副本部長）

　組織条例触らなあかんからね。

（本屋事務局長）

　あとは。

（山口大阪府副知事）

　あと一つ、その組織つくるとき、府市の機関の共同設置であれば規約を出さないと駄目じゃないですか、議会に提出をすると。これは時期は何か本部長、副本部長の中でイメージあるんですか。

（松井副本部長）

　みんな、すっとこう話、全部でまとめてくれはるんやったら、事務方を含めて、人事室含めて、全員が納得というのがすぐ、明日できるんやったら５月に出すけどね。

（山口大阪府副知事）

　明後日やったら５月やなくて。

（松井副本部長）

　そこをちょっとしっかりまとめてもらった上で、それで規約は５月議会なので、組織を動かすのはいつやということを、４月に組織編制変わったばっかりなのでね、もう一回すぐ５月から変えるんかという話もあるので。

（山口大阪府副知事）

　それは現実的に準備が難しいので、規約は議決いただいて施行日は準備期間も入れてやらなあかんということでしょうし、都市計画の場合、私権制限部分がかなりあるので、やっぱり事業者というかそういう人にしっかり周知をするというか、どういう手続でやるかということもしっかりお知らせをせなあかん時期も含めて考えなあかんかなと思ってますので。

（松井副本部長）

　市としても、どのぐらい時間かかるか。中もいらわなあかんものね。

（高橋大阪市副市長）

　当然、まちづくりですので、広域のまちづくりと、それから基礎自治体のまちづくりと、そこをどうするかも含めて議論したいなと思いますので。

（田中大阪府副知事）

　事務所の問題もありますし、さっきありましたように、規約はできるだけ早いほうがいいと思うんですけども、設置はちょっと時間を。

（松井副本部長）

　時間をね。

（吉村本部長）

　秋ぐらいというのは可能かな。方向性を組織として。

（田中大阪府副知事）

　事務所を開くのが。秋ぐらいを目指したいですけどね、それは。

（吉村本部長）

　秋の議会ですね。

（松井副本部長）

　秋の議会を目指してやるよ。

（田中大阪府副知事）

　議会はうまくいけば５月にかければかけたいんですが。

（吉村本部長）

　組織に関してね。

（田中大阪府副知事）

　それはちょっと相談して。遅くても９月議会で、例えば10月とかですね。秋にはやはり遅くとも設置しないと、一体条例がもう動いてるわけですから、４月からとにかく生きてますので、そんなに先延ばしできないですから。

（吉村本部長）

　秋にはもう組織再編するというスケジュール感で。

（田中大阪府副知事）

　その目標感で。

（吉村本部長）

　逆戻りで、手続はちょっと考えてもらって。

　やっぱり僕は、この規約は、これで議会で議論されたことも反映されてて、規約はこれでいいんだろうと思います。でも、大事なのはやはりこれをどう実行していくかという組織のところだと思うんです。この連携体制の連絡会議とか、これも当然そうですけども、さっき言った原案づくりであったり、そういったところから府市が一緒になって進めていってるというのが非常に重要だし、そのための組織がないと本当にまたばらばらになっちゃうから、その組織づくりが非常に重要だと思ってます。

　なので、府もこれは組織再編を、まちづくり部門と都市整備部門も含めて組織再編をやっぱりしていく必要があるし、府市で共同設置の都市計画についてどうするのかという、組織を、ここを連携が強固になるようなものをつくっていく必要があるしこれが非常に重要だと思ってます。

　そのあたり田中副知事ももともと大阪市で技術でずっとされた、本当によく分かっていると思いますし、そこら辺、高橋さんも一緒になって副知事でちょっと連携しながら、大きな組織再編に関わることでもあるし、非常に将来にわたっての重要なことでもあるので、この組織の部分をしっかり進めていってもらいたいと思います。

　事務委託を受けるのは大阪府なので、大阪府が幹事団体をするということになりますけど、そのトップについては、大阪市のメンバーに入ってもらいたいと思うので、府市一体で実行できる組織づくり、ここに力を入れてもらいたいので、よろしくお願いします。

（松井副本部長）

　あと、ちょっと違うねんけどね案件が。今、組織の話が出たので、いよいよ万博に向けて、大阪館の総合プロデューサーも決まって、いよいよ具体的な中身を詰めていかないかんということなので、府市のそれぞれ万博を担っている組織も、これ万博推進局として組織体制をちょっと秋に、この今の大阪都市計画局、仮称都市計画局やけど、それも組織を変えるということなので、万博推進局もつくりたいと思ってます。

　これはやっぱり大阪市の所有地につくっていくわけだから、これは大阪市が幹事となって、府からやっぱり人材を入れて、これをちょっと万博推進局という組織も秋に向かってちょっとつくりたいと思ってるので、そこもちょっと検討してもらいたいと思います。

（本屋事務局長）

　万博推進局も府市の共同設置ということで。

（松井副本部長）

　共同設置です。

（山口大阪府副知事）

　同じように、議会で規約を出してというイメージですか。

（松井副本部長）

　うん、今はそれぞれ別々で、大阪府は政企部でやってるのかな。

（山口大阪府副知事）

　政策企画部でやってます。

（松井副本部長）

　だから、それぞれでやってるけども、もうプロデューサーも決まったわけだから、もう一つにまとまって推進体制をつくるということです。

（高橋大阪市副市長）

　そこのメイン業務は大阪館のイメージが強いということですかね。

（松井副本部長）

　全体は万博協会がやっている。我々も、地元で開催するこの大阪館というのを、いかに注目されて人が集まるようなものにするかと、やっぱり大阪館はレガシーが残るのでね。そこはやっぱりもう今から一体で、民間のプロデューサーとか民間の人たちも大体メンバーが決まってきたので動かさなあかんと。

（高橋大阪市副市長）

　万博の跡地の整備は計画局の方でやって。

（松井副本部長）

　そうそう、ハードは計画局で。万博大阪館の中、ソフト的なこと。

（山口大阪府副知事）

　それは、だからパビリオンが主なんですけど、それ以外にも一緒にやっていかなあかん機運醸成であったり、あるいは協会のサポートなんかもこの間ずっと一緒にやってるので、あるいはいろんな万博関連の事業の要望であったり、事業自体は大阪市にやっていただいていますけど、ほかのやつなんかは一緒に要望をやったり、こういうことも一緒にまとめてという。

（松井副本部長）

　もちろん、もう全て、万博を推進するための業務。

（田中大阪府副知事）

　団体等の窓口も一元化したほうがいいですかね。

（松井副本部長）

　やっぱりいろんな団体と、例えば大阪館でいろいろとチャレンジしたいという人たちも、今やったら大阪府の窓口と大阪市の窓口それぞれ別々にどうしたらいいのという問合せもあるのでね、もう一元化したらもう皆そこへ、例えば経済界との協議とかそういうのも、参加してくれる人も分かりやすくなると。

（高橋大阪市副市長）

　万博推進局は、そうしたら政策企画部さんと市の経戦局。

（山口大阪府副知事）

　経戦局と調整をさせていただいて。これもちょっと人事を挟まないとあかんと思うので。

（松井副本部長）

　だから、これも今日言うて明日は無理なので、秋めどでいいんじゃない。

（本屋事務局長）

　ほかは、本部長はよろしいですか。

（吉村本部長）

　僕はさっきのとおりの意見ですね。

（本屋事務局長）

　ほか、もうよろしいですか。そしたら、今日のまとめとしては、まず議題にありました事務委託の規約については、これから関係部局と調整して５月の府市議会に規約（案）を提出できるように作業を進めていきます。それから２点目は、それに関連して、都市計画関連、まちづくり関連のそういう府市の共同設置の組織についても秋にその体制が駆動できるように逆算して、必要な手続を関係部局、それから人事当局も入れて進めていきます。それから３点目は、同じ共同設置の関係ですけれども、万博を府市一体で推進するために、これも万博推進局といった府市の共同設置組織を秋頃には立ち上げられるように、これも関係部局と人事当局が入った形で、逆算して手続を進めていくと。今日の本部会議の結論、今後のやり方としてはその３点ということでよろしいでしょうか。

（松井副本部長）

　了解。

（本屋事務局長）

　そうしたら、それで進めさせていただきます。

　それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。

　どうもありがとうございました。